



NPO法人

# 食科協ニュースレター 第176号

## 目 次

【 <a href="#">食科協の活動状況</a> 】	2
1. 2018年2月～3月の主な活動(先月報告以降)	関澤純
【 <a href="#">行政情報</a> 】	2
1. プエラリア・ミリフィカを原材料に含む「健康食品」を製造・販売する食品等事業者の監視指導について	
2. A型肝炎ウイルスによる食中毒の予防について	
3. ブラジル産鶏肉等の取扱いについて	
4. 平成29年食中毒発生状況(概要版)及び主な食中毒事案等公表	
5. 乳児を対象とする調製液状乳の規格基準の設定について公表	
6. 食品衛生法等の一部を改正する法律案公表	森田邦雄
4. <a href="#">食品安全委員会提供情報</a>	5
2018年1月16日第680回から2018年2月6日第683回までの開催分	関澤純
【 <a href="#">食品輸出入通関関連情報</a> 】	7
食品衛生(検疫所)関連	
「平成29年度輸入食品等モニタリング計画の実施」について	
その他の監視指導に関する通知	山田衛

※各リンク先に飛べない場合はURLをコピーペーストして下さい。

平成 30年3月14日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麵連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail [8.shokkakyo@ccfhs.or.jp](mailto:8.shokkakyo@ccfhs.or.jp)

## 【食科協の活動状況】

### 1. 2018年2月～2018年3月の主な活動

- 2月14日 ニュースレターNo.175を発行した。
- 2月16日 江東区森下文化センター多目的ホールで「HACCPを巡る国際動向について」公開講演会を開催した。森田邦雄常任理事司会のもと、(株)鶏肉卵情報センター立石亘氏から「FSAMを含めたHACCPの概要について」および日本生活協同組合連合会内堀伸健氏から「日生協のHACCPの取り組みについて」について講演を頂き、87名の参加者を得て活発な質疑があった。
- 2月23日 江東区森下文化センター第1研修室及び第2研修室で平成29年度「食品表示法と新しい表示基準～クイズの視点で～」をテーマに勉強会を開催した。馬場良雄常任理事司会のもと、クイズ検討会から内田忍氏が「食品表示法と新しい食品表示基準～クイズの視点から～」という基調講演をし、元生協連ユーコープ事業連合品質部長の藤平幸男氏が「流通業の立場から」、消費生活コンサルタントの森田満樹氏（食科協常任理事）が「消費者の立場から」ディスカッションをした。57名の参加のもと活発な討議があった。
- 2月23日 筈川運営委員が食品衛生レビューNo.104「宮崎市でA型肝炎ウイルス食中毒発生」を配信した。
- 3月 2日 食科協かわら版 No. 136 を発行した。
- 3月 9日 食科協かわら版 No. 137 を発行した。
- 3月12日 関澤理事長が（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会の「健康食品コラム」に「健康食品の安全と安心を考える」を掲載した。
- 3月20日 常任理事会兼運営委員会を開催予定。

（関澤 純）

## 【行政情報】

### 1. プエラリア・ミリフィカを原材料に含む「健康食品」を製造・販売する食品等事業者の監視指導について

2月9日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長の連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。

プエラリア・ミリフィカを原材料に含む「健康食品」の取扱いについては、平成 29 年 9 月 22 日付けですでに通知が出されているが、今回、事業者における改善が徹底されるよう、食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、事業者から改善計画の実施状況の報告を徴収するよう通知したもので、法第 28 条に基づき報告を求める通知については、今まであまり例がないものと思われる。

(参考 1)

プエラリア・ミリフィカ (学名 : Pueraria candollei var. mirifica) (別名 : 白ガウクルア White Kwao Krua) は、タイ北部等に広く分布しているマメ科の植物で、塊根に強い女性ホルモン (エストロゲン) 様物質が含まれることが報告されている。

(参考 2)

[報告の聴取、検査及び収去]

第 28 条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000194120.pdf>

## 2. A型肝炎ウイルスによる食中毒の予防について

2 月 22 日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部 (局) 長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

今般、宮崎市において発生した A 型肝炎ウイルスによる食中毒の調査において、患者が喫食した同ロットの加熱調理用の中国産殻付きアサリから A 型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子検査の結果から患者便から検出された A 型肝炎ウイルスと同一である可能性が高いとの報告がありました。

従来より A 型肝炎やノロウイルスに係る食中毒や汚染実態の調査においても二枚貝の関与等が指摘されているところですが、改めて、加熱加工用の二枚貝の調理時の加熱不足や取扱い等について、下記により、消費者、食品等事業者に対する指導等を行うとともに、食中毒の原因究明にあたっては十分に留意されるようよろしくお願い致します。

記

1. 加熱調理用の二枚貝については、内部にまで食中毒の原因となる A 型肝炎ウイルスが存在するおそれがあるため、中心部まで、十分に加熱する必要があること。特に冷凍や殻付きの二枚貝については可食部の加熱が不十分となりやすいので留意する必要があること。

2. 加熱調理用の二枚貝から、他の加熱せずに摂取する食材や調理済み食品への交差汚染を防ぐため、加熱調理用の二枚貝を触った後は、よく手を洗う必要があること。加熱前後で器具（ボール等）や食器を使い分けるか、又は、その都度、洗浄・殺菌して使用する必要があること。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000194862.pdf>

### 3. ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

3月9日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

今般、ブラジル政府から、民間の検査施設及び食肉処理施設がサルモネラ属菌の検査結果を改ざんして農務省に報告していたとの情報を得ました。

これまでのブラジル政府からの報告を踏まえ、ブラジル産鶏肉等及びその加工品について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

なお、本措置については、ブラジル政府からの情報、輸入時検査の結果等により見直すことを申し添えます。

#### 記

次の施設で処理・加工・製造された鶏肉等及びその加工品の輸入届出がなされた際は、別途通知するまでの間、食肉にあつてはサルモネラ属菌、食肉製品にあつては成分規格の検査を指導すること。なお、食肉からサルモネラ属菌が検出された場合には、検疫所業務管理室を通じて輸入食品安全対策室に報告し、食肉製品が成分規格に適合しない場合には、食品衛生法違反として処理すること。

施設名： (SIF 424) BRF S/A  
(SIF 1001) BRF S/A  
(SIF 1010) BRF S/A

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000197091.pdf>

### 4. 平成29年食中毒発生状況（概要版）及び主な食中毒事案等公表

3月12日開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において標記資料が公表された

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000197221.html>

### 5. 乳児を対象とする調製液状乳の規格基準の設定について公表

3月12日開催された厚生労働省の薬事・食品衛生審議会 器具容器包装・乳肉水産食品合同部会において標記資料が公表された

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000196979.html>

## 6. 食品衛生法等の一部を改正する法律案公表

3月13日、厚生労働省は第196回国会（常会）提出法律案として標記法律案を公表した。

公表した内容は次のとおり。

食品衛生法等の一部を改正する法律案の概要

食品衛生法等の一部を改正する法律案要綱

食品衛生法等の一部を改正する法律案案文

食品衛生法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

食品衛生法等の一部を改正する法律案参照条文

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/196.html>

（森田 邦雄）

## 7. [食品安全委員会提供情報](#)

本欄は食品安全委員会の会議開催実績（第684回：2月13日開催から第686回：2月27日開催分）の委員会議事概要をほぼそのまま参考にして記載させて頂いていますが、正確には食品安全委員会 HP（[https://www.fsc.go.jp/iinkai\\_annai/jisseki.html](https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html)）の当該箇所でご確認ください。

### 7-1 第684回食品安全委員会（2018（平成30）年2月13日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：佐藤委員長ほか委員5名出席

議事概要

- (1) 厚生労働省から、遺伝子組換え食品等1品目 JPFV001 株を利用し生産されたプロテアーゼについて説明があり、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議するとした。
- (2) 農薬専門調査会の「クロロタロニル」「プロベナゾール」「メトキシフェノジド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について担当の吉田委員と事務局から説明され、取りまとめられた評価書案につき、意見・情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成と評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼するとした。

- (3) 肥料・飼料等専門調査会の「トコフェロール（対象外物質）」に関する審議結果報告と意見・情報の募集につき、担当の山本委員及び事務局から説明され取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼するとした。
- (4) 農薬「アシベンゾラル-S-メチル」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され、本件については、意見・情報の募集は行わないとし、「アシベンゾラル-S-メチルの一日摂取許容量(ADI)を0.077 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.5 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され「シペルメトリンの一日摂取許容量(ADI)を0.022 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.04 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、厚生労働省に通知するとした。動物用医薬品「モネパンテル」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され「モネパンテルの一日摂取許容量(ADI)を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され厚生労働省に通知するとした。・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「亜鉛」と、飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」に係る食品健康影響評価について事務局から説明され、「亜鉛は、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することで人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」との審議結果が了承され、厚生労働省)に通知するとした。「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、農林水産省に通知するとした。
- (5) その他  
事務局から、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について、評価書の一部誤記が報告され修正が了承された。

## 7-2 第685回食品安全委員会（2018（平成30）年2月20日）

主な議事事項及び審議結果から

議 事：佐藤委員長ほか委員6名出席

議事概要

(1) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につき、担当吉田委員及び事務局から説明され、取りまとめられた指針案につき意見・

情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会に依頼するとした。

### 7-3 第686回食品安全委員会（2018（平成30）年2月27日）

主な議事事項及び審議結果から

議事：佐藤委員長ほか委員6名出席

議事概要

- (1) 厚生労働省から添加物1案件「食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項について」から説明され、添加物「 $\beta$ -ガラクトシダーゼ」及び「フルクトシルトランスフェラーゼ」については、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働省に通知するとした。厚生労働省から、かび毒1案件デオキシニバレノールの説があり、本件については、かび毒・自然毒等専門調査会で審議するとした。
- (2) 伝子組換え食品等専門調査会の「GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」「JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ」に関する審議結果報告と意見・情報の募集について、担当の山添委員及び事務局から説明され、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入るとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼するとした。

## 【[食品輸出入通関関連情報](#)】

### 食品衛生（検疫所）関連

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画の実施」について

2018.03.08 コスタリカ産バナナのジベレリン、タイ産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）のフェンプロパトリン、中国産赤とうがらしのクロルプロファム及びニュージーランド産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）のエトキサゾール

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/000196958.pdf>

2018.03.01 インド産にんにくのイミダクロプリド、ガーナ産カカオ豆の2、4-D及びハンガリー産はちみつのクマホス

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/000195921.pdf>

2018.02.28 ミャンマー産緑豆のフィプロニル

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00195704.pdf>

2018. 02. 23 インド産クミンの種子のイプロベンホス及び米国産とうもろこし（爆裂種に限る。）のピリミホスメチル  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00194904.pdf>
2018. 02. 20 中国産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）のプロフェノホス及びペルー産チアシードのハロキシホップ  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00194586.pdf>
2018. 02. 16 中国産冷凍殻付きあさりの A 型肝炎ウイルス  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00194383.pdf>
2018. 02. 08 タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス、中国産しょうがのフルジオキソニル並びにネパール産赤とうがらしのエチオン及びトリアゾホス  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00193815.pdf>
2018. 02. 01 ベトナム産赤とうがらしのイソプロチオラン及びプロピコナゾール並びに中国産蜂の子のテトラサイクリン  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00192912.pdf>

#### その他の監視指導に関する通知

2018. 03. 09 ブラジル産鶏肉等の取扱いについて  
今般、ブラジル政府から、民間の検査施設及び食肉処理施設がサルモネラ属菌の検査結果を改ざんして農務省に報告していたとの情報を得ました。  
これまでのブラジル政府からの報告を踏まえ、ブラジル産鶏肉等及びその加工品について・・・  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00197091.pdf>
2018. 03. 06 ナチュラルチーズに係る輸入時検査の強化について（一部改正）  
今般、輸入時の自主検査において、SASU PATURAGESU COMTOIS - PATURAGES COMTOIS (FR 70 002 001 CE) が製造したフランス産ナチュラルチーズより基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが選出されたことから・・・  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/00196606.pdf>

2018. 02. 21 非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について  
今般、輸入時のモニタリング検査において SALUMIFICIO FRATELLI BERETTA SPA により製造されたイタリア産非加熱食肉製品より基準を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから・・・  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/000194733.pdf>
2018. 02. 13 ポーランドから輸入される牛肉の取扱いについて  
標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、OSI POLAND FOODWORKS SPOLKA Z O.O. からの貨物の輸入手続きを停止しているところです。今般、ポーランド政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ・・・  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/000194107.pdf>
2018. 02. 05 フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて  
今般、東京検疫所において、SOCOPA VIANDES（施設番号 FR 50. 147. 002CE）から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/000193363.pdf>
2018. 02. 01 第 9 版食品添加物公定書の作成について  
本日、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の規定に基づき、食品添加物公定書（第 9 版）を作成しました。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuten/kouteisho9e.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/kouteisho9e.html)
2018. 01. 31 「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」の様式について  
今般、平成 29 年 10 月 8 日の NACCS 更改に伴い、FAINS を利用する輸入者等について法人番号を利用できるようになったため、本 NACCS 更改を受け、「食品等輸入届出書」及び「輸入手続統一様式」の様式並びにそれらの記入方法等を別紙新旧対照表の通り改正し・・・  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/180131.pdf>

(山田衛)

以上